

令和3年度 高砂市公共空間等活用モデル事業 募集要項

1. 目的

従来の公共施設、空間（以下「公共空間等」という。）の利用について見直し、NPO、地域団体、企業等（以下「民間事業者」という。）の皆様と連携し、ともに企画段階から対話しながら、With コロナ/After コロナ時代に応じた公共空間等の活用方法を探る取組の一環として、高砂市公共空間等活用モデル事業（以下「モデル事業」という。）を公募します。

2. 実施概要

コロナ禍でも市民が安全安心に公共空間等を利用できるよう、3密対策などを行ったうえで、他の事業者の参入も可能なモデルとなる公共空間等の活用方法について、広く民間事業者からの提案（以下「事業者提案」という。）を公募し、市は事業者提案の内容を審査し、随時、モデル事業として認定（以下「認定事業」という。）します。

市は、認定事業を実施する民間事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、施設使用料（占用料、目的外利用料）を免除するとともに、認定事業の実施に至るまでに必要となる手続きに対する支援、市としてPRや備品の貸付け等可能な範囲において、伴走型支援を行います。

3. 基本条件

- (1) 対象施設（占用する場合は、市民利用に著しい支障を及ぼさない程度の範囲とします。）

対象施設	位置	適用
市ノ池公園	高砂市阿弥陀町地徳 301 番地	総合公園
向島公園	高砂市高砂町向島町 1,710 番地	地区公園

- (2) 実施に際して必要な許可
市が行政財産使用許可等を申請します。

- (3) 提案及び事業実施に係る費用
提案及び認定事業の実施に係る全ての費用は、認定事業者が負担するものとします。ただし、施設使用料については免除とします。

- (4) 責任及びリスク分担
認定事業は、認定事業者が責任をもって遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として認定事業者が負うものとします。

4. 提案要件

- (1) 提案内容

- (ア) 本募集要項に記載の実施期間及び対象施設とすること。
- (イ) 公共空間等を利用する市民等利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- (ウ) 民間活力の導入につながるものであること。
- (エ) 市の財政負担を求めるものではないこと。
- (オ) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守してモデル事業を実施すること。
- (カ) その他市長が当該モデル事業に当たって特に必要と認めること。

(2) 対象外とする提案の条件

- (ア) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの。
- (イ) 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はこれらのおそれのあるもの。
- (ウ) 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉する目的を有するもの。
- (エ) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が関与するもの。
- (オ) 市及び市教育委員会が主催するもの。
- (カ) その他市長が第1条に規定する趣旨に照らし不相当と認めるもの。

5. 実施方法

(1) 実施スケジュール

本モデル事業は、下記スケジュールでの実施を予定しています。1回目の提案審査以降も、随時応募を受けつけます。

項目	日程
公募開始	令和3年4月5日(月)
提出書類作成のための事前相談	(1回目) 令和3年4月5日(月)から令和3年4月23日(金)まで
提出書類の提出期限	(1回目) 令和3年4月26日(月)17時まで
提案審査・モデル事業の認定	(1回目) 令和3年4月28日(水)
実施に向けた事前協議	事業開始日の2週間前まで
認定事業の実施	令和3年4月30日(金)から令和3年11月7日(日)まで
実施報告書の提出期限	事業完了の日から4週間以内

(2) 提出書類

応募者は、提出期限までに以下の書類を提出してください。

番号	提出書類	部数
1	高砂市公共空間等活用モデル事業応募申請書	1部
2	提案概要（任意様式） ※応募者名、モデル事業の名称、対象施設（事業範囲を明示すること）、事業内容、スケジュールの記載は必須とします。	1部
3	誓約書	1部
4	応募者に関する基本事項	1部

※ 用紙は A4 版、左綴じとし、1 から 4 までを通してページ番号を付してください。

(3) 事前相談等

(ア) 事前相談

提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。

事前相談を希望する場合は、事前に事務局と日程調整を行うものとします。

(イ) 現地調査

提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、日程調整を行うものとします。

現地調査にあたっては、施設管理者及び一般利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障のない範囲で行うものとします。

(4) 提案審査・モデル事業の認定

本モデル事業の目的に合致する提案内容であると市が判断した場合、モデル事業として認定し、その旨を応募者に通知します。

(5) 認定事業の実施

(ア) 事業の実施

認定事業者は、行政財産使用許可証に記載された条件のとおり公共空間等を活用することを前提として、認定事業を実施することができます。

(イ) 事業の中止

申請内容に反するなど、本モデル事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、認定事業を中止していただくことがあります。

(6) 事業実施後について

(ア) 事業実施報告書の提出

認定事業者は、事業実施報告書を事業完了の日から 4 週間以内に市に提出してください。

(イ) ヒアリングの実施

事業実施報告書の提出後、随時、市において認定事業者の意見等を聴取するヒアリングの場を設けます。

6. 留意事項

(1) 資格条件等

(ア) 応募者の条件

- ・ 応募者は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。
- ・ 応募者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にするものとします。

(イ) 認定事業者の除外要件

次のいずれかに該当する者は本モデル事業に参加することはできません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ・ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
- ・ 本モデル事業を実施する際に必要となる各種営業許可等を取得していない者。

(2) 光熱水費の取扱い

認定事業に係る光熱水費は、別途協議します。

(3) 修繕の取扱い

認定事業に起因して対象施設に損害を与えた場合については、認定事業者の負担において現状回復等を行うものとします。

(4) 高砂市による支援（広報等、市民への説明・理解）

認定事業の実施について、随時、市 HP 等で周知をするものとします。

(5) 提出書類等の取扱い・ノウハウの保護

- ・ 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ・ 応募者の提出書類については、提案審査以外で応募者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、

工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。

(6) 法令等の順守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは認定事業者に帰属するものとします。

(7) その他

認定事業者は、事務局が実施する市民の満足度の確認等を目的としたモニタリング調査に協力するものとします。

7. 新型コロナウイルス拡大に伴う試験事業中止リスク

公募後、新型コロナウイルスの拡大（市内での感染者発生等）が確認された場合、認定事業を中止していただくことがあります。新型コロナウイルス拡大等による事業の中止のリスクについては、認定事業者が負担するものとします。

8. 申込先・その他連絡先

〒676-8501

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市政策部公共施設マネジメント室

電話：079-443-9064 FAX：079-442-2229

メールアドレス：tact4030@city.takasago.lg.jp